

異議申立書

(IT 導入補助金に係る補助金交付停止措置について)

【提出日】

2026 年 1 月 12 日

【宛先】

IT 導入補助金事務局御中

【申立人】

桑原 剛

【会社名】

エンドライブ株式会社

【代表取締役】

桑原 剛

【所在地】

兵庫県西宮市甲子園口六丁目 14 番 13 号

【電話番号／メールアドレス】

0798-61-1011

support@en-drive.co.jp

IT 導入支援事業者登録要領：IT 導入支援事業者について

2-1 定義、役割及び登録形態

(1) IT 導入支援事業者の定義

IT 導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対して IT ツールを導入し、補助事業を円滑に遂行するための支援を行う事業者を指す。事務局に登録申請を行い、事務局及び外部審査委員会による審査を経て登録される必要がある。

(3) IT 導入支援事業者の役割

IT 導入支援事業者の役割は以下のとおりである。

1. 中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する I T ツールを事務局に登録する。
2. 申請者又は補助事業者に対し、適切な I T ツールの提案・導入・アフターサポートを行う。
3. 補助事業に係る申請者又は補助事業者からの問合せ・疑問等についての対応、事務局から申請者又は補助事業者への指示、指導の仲介及び円滑な補助事業推進のサポートを行う。
4. 補助事業者による補助金不正受給等の不正行為を防止し、適切に補助金が交付されるよう、補助事業の管理・監督を行う。
5. 補助事業者の生産性向上のために、I T ツールの効果を最大限引き出すよう補助事業をサポートする。

2-3 留意事項

(1) 補助事業の遂行について

1. I T ツールを導入するにあたっては、補助事業者と締結する契約に従い、誠実に業務を行うこと。
2. 補助事業者との間に発生する係争、トラブルについては、事務局ではその責を一切負わないため、I T 導入支援事業者と補助事業者間で対応し、解決すること。
3. 補助事業者や補助金の申請を行おうとする者から事務局に対し、I T 導入支援事業者に関するクレームやトラブル報告が頻発した場合などにおいて、I T 導入支援事業者として不相当と認められる事象等があると事務局が判断した場合は、I T 導入支援事業者の登録取消となる場合がある。
4. 補助事業実施期間及びその前後に、I T 導入支援事業者及び補助事業者の事業所等に立入調査を行う場合がある。立入調査は、予告なく実施される場合がある。予告の有無に関わらず調査への協力が得られない場合は、I T 導入支援事業者の登録取消となる場合がある。

IT 導入支援事業者は、登録要領に基づき、補助事業の適正な遂行および不正防止に責任を負う立場にあります。当社は当該趣旨を十分に理解し、これまで誠実に制度運営へ協力してまいりました。

1. 異議申立の趣旨

当社は、IT 導入補助金の IT 導入支援事業者として、制度趣旨を十分に理解し、これまで適正な運営に協力してまいりました。

このたび、貴事務局より一部案件に関する不正の疑義が示され、当社としては、照会に対し事実関係および見解について整理の上、誠実かつ速やかに回答を行っております。

しかしながら現在、IT 導入補助金 2023 及び IT 導入補助金 2024 の調査のやり取りも確定していない段階にもかかわらず、疑義対象と直接関係のない IT 導入補助金 2025 の採択済・交付決定済案件を含め、補助金の弊社支援事業者業務、且つ補助事業者ステータスが一律に停止されている状況が継続しております。

本書は、かかる一律停止措置について、制度運営上および行政手続上の妥当性に重大な疑義があることから、その是正・解除を求めるため、正式に異議を申し立てるものです。

なお、本件は制度全体の運営適正性に関わる重要事項であることから、監督官庁である経済産業省にも情報共有を行っております。

2. 事実関係の整理

当社の適格性：当社は 2025 年度においても IT 導入支援事業者として適正に登録されており、これまで虚偽申請や不正行為を行った事実は一切ない。2023 年および 2024 年の調査についても、補助事業者と連携し、全面的に協力する意思を表明している。

照会への対応：2025 年 12 月 15 日付で事務局より受領した一部案件に関する質問票に対し、当社は 2025 年 12 月 22 日付で、関連資料および事実関係の詳細を速やかに回答・提出済みである。

事務局の対応停滞：上記回答提出後、現在に至るまで事務局からは一切の返信がなく、十分な意思疎通が行われていない状況にある。

不当な一律停止の判明：かかる状況下、2026年1月9日に補助事業者からの指摘を受け事務局へ確認したところ、疑義対象ではない「2025年度」の採択・交付決定案件を含め、当社の支援業務全体が一律に停止されている事実が判明した。

3. 異議の理由

行政手続の妥当性の欠如 現在、2023年・2024年度案件は調査段階（確定前）であり、且つ当社は誠実に対応中である。事実確定を待たず、且つ何ら事前の通知や弁明の機会を与えることなく、別年度の無関係な案件まで停止させることは、行政手続上の正当性を欠く。

比例原則への逸脱 一部案件の疑義を理由に、それとは直接関係のない正常な進行案件（2025年度分）まで停止させることは、目的達成のために過大な制限を課すものであり、「比例原則」を著しく逸脱している。

補助事業者の利益侵害 本措置により、正当に交付決定を受けた補助事業者の事業計画が停止し、経営上の重大な不利益が生じている。これは「中小企業の生産性向上」という本制度の目的を事務局自らが阻害する行為である。

4. 問題点①：比例原則を逸脱した一律停止措置

仮に特定の案件について疑義が生じた場合であっても、その対応は、対象案件を特定した上で個別に精査・判断することが原則であると考えます。

本件のように、前年の調査（2023年2024年）で、対象と直接の関連性が確認されていない案件まで含めて（2025年補助金交付済み）（2025年実績報告済）を一律停止する措置は、行政対応として必要最小限性を欠き、比例原則を逸脱した過剰な措置であると言わざるを得ません。

問題点②：交付決定および実績報告済案件への不当な介入

特に、2025年度において既に「交付決定」を受け、さらには「実績報告」まで完了している案件は、事務局による厳正な審査を経て、補助事業者が適正な事業遂行を完了さ

せたものです。これら直接の関連性が確認されていない健全な案件まで含めて一律に停止することは、行政対応としての必要最小限性を著しく欠いており、比例原則を逸脱した過剰かつ不当な制裁的措置であると言わざるを得ません。

5. 問題点③：中小企業および制度運営への重大な影響

(1) 補助事業者の資金繰りおよび経営への直接的打撃 現在、一律停止措置の対象となっている「2025年度案件」の多くは、既にITツールの導入が完了し、補助事業者（中小企業）が当社への支払いを済ませている、あるいは支払い義務が発生している段階にあります。事務局による唐突な進捗停止は、補助金受給を前提とした事業者の資金計画を根底から覆すものであり、経営基盤の脆弱な中小企業にとって資金繰りの悪化や事業継続への深刻な脅威を招いています。

(2) 回復困難な損害の発生 IT導入による生産性向上の機会損失に加え、事務局からの説明がないまま交付が停滞することで、補助事業者は「自社の申請に問題があったのではないか」という謂れのない不安や疑念を抱いています。こうした精神的苦痛および社会的信用の毀損は、仮に後日補助金が交付されたとしても完全に回復することは困難であり、国家事業としての公共性に著しく反する事態です。

(3) 制度そのものへの信頼低下と不利益の波及 本措置のように、支援事業者に対する調査を理由に、無関係な補助事業者を巻き添えにする運用が常態化すれば、IT導入補助金制度そのものへの不信感が増大します。これは、政府が推進する「中小企業のDX推進」という国策を事務局自らが阻害する結果を招いており、制度運営の適正性を著しく欠くものと断じざるを得ません。

6. 結語および是正の要求

以上の通り、現在当社および当社支援案件に対して行われている一律停止措置は、事実関係の確定を待たずに行われた過剰な制限であり、行政手続上の妥当性を著しく欠くものです。

そもそも、IT導入支援事業者および登録ITツールは、毎年事務局による厳正な審査を通過し、その適格性が認められた上で活動を継続しているものです。事務局の承認・認可という公的なプロセスを経て進められている事業であるにもかかわらず、一部の疑義

のみを理由に、あたかも当社側に全責任があるかのような予断に基づき、説明なきまま一律停止の措置を講じることは、事務局自らの審査・管理体制を否定することにも繋がりがねません。

本来、事務局と支援事業者は、互いに信義誠実の原則に則り、制度を適正に運営していくべきパートナー関係にあります。当社はこれまで調査に対しても誠実かつ全面的な協力姿勢を示してまいりましたが、現在の事務局の対応は、本来負うべき制度運営上の説明責任や透明性を欠いたまま、一方的に支援事業者に不利益を転嫁していると言わざるを得ず、こうした姿勢は断じて容認できるものではありません。

事務局においては、本異議申し立ての内容を速やかに精査し、2025年度案件に関する全ての停止措置を直ちに解除すること、および今後の対応にあたっては、制度の基盤である信頼関係に立ち返り、合理的な根拠に基づいた適正な運用を行うことを強く求めます。

本件について、速やかな書面による回答を、2026年1月16日（金）までに求めます。

以上